明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務二九四）　一
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるイラク前政権の機関、高官又はその関係者等を指定する件の一部を改正する件（同二九五）　三
〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　三
特殊法人等
独立行政法人労働政策研究・研修機構平成二十三事業年度決算等、独立行政法人都市再生機構、型式部材等製造者の認証関係　五
地方公共団体
行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

告示

○外務省告示第二百九十四号

外務省告示平成十三年第三百三十二号及び平成二十四年第二百二十八号を含む関連の告示に関し、国際連合安全保障理事会決議第一二六七号、第一九八八号及び第一九八九号に基づき設立された各理事会委員会が平成二十三年十二月十三日、平成二十四年六月十一日、二十一日、二十七日、七月二日及び十九日に行った決定に基づき、同理事会決議第一二六七号4（b）、第一三三三号8（c）、第一三九〇号2（a）、第一九八八号1（a）及び第一九八九号1（a）に定められた措置の対象となる個人及び団体の一部を別表のとおり改正する。

外務大臣　玄葉光一郎

別表の12.、29.、55.、87.、157.、167.、170.、177.、183.、204.、207.、213.、214.、264.、355.、363.、371.、430.、431.、432.、433.、436.、439.、440.、441.、443.、444.、450.、455.、457.、464.、465.、466.、467.、470.、471.、472.、473.、474.、475.、480.、481.、482.、483.、484.、485.、486.、499.、500.、504.、505.、506.、507.、512.、513.、514.、515.、516.、518.、519.、520.、525.、526.、528.、529.、530. 及び531. を次のように改正する。618. を追加する。

（別表）

一. 次のとおり改訂する。

【タリバーンと関係を有する個人】

12. 削除

29. 削除

55. 削除

87. 削除

【アル・カーイダと関係を有する個人】

157. 削除

【アル・カーイダと関係を有する団体】

167. アブ・サヤフ（別称：アル・ハラカト・アル・イスラミヤ）
ABU SAYYAF GROUP (a.k.a.: Al Harakat Al Islamiyya)
旧称：不明
所在地：フィリピン
国連制裁委員会による指定日：2001年10月6日（2011年12月13日に改訂）
その他の情報：ジュマ・イスラミーヤ（332. に指定した団体）と関係がある。現在の指導者はラデュラン・サヒロン（478. に指定した個人）。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年6月21日に終了した。

170. エジプシャン・イスラミック・ジハード団（別称：(a)エジプシャン・アル・ジハード(b)ジハード団(c)ニュー・ジハード(d)アル・ジハード(e)エジプシャン・イスラミック運動）
EGYPTIAN ISLAMIC JIHAD (a.k.a.: (a)Egyptian Al-Jihad (b)Jihad Group (c)New Jihad (d) Al-Jihad (e)Egyptian Islamic Movement)
旧称：不明